

広報

# えびな 4/15日号

「あなたのフィールドへ。海老名市」

新政策・都市ブランドの創出事業を展開中!

編集・発行 海老名市役所 市長室

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

代表 ☎ 046(231)2111 FAX 046(233)9118

http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、海老名市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

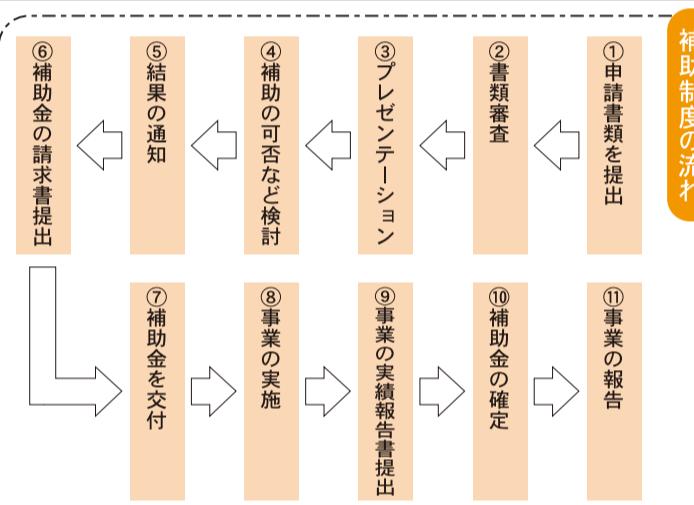
問 同センター (☎ 237-3001)

問 政策事業推進課 (☎ 235-4635)

## ボランティア活動を支援します ～市民活動推進条例を制定～

補助の区分と金額

補助事業の区分	団体の区分	補助金の額	補助金の交付回数
入門編 団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体の設立から2年を経過しない団体	上限10万円	1団体につき、団体の設立から2年を経過しない期間において1回に限る
発展編 団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業	団体の設立から2年を経過した団体	上限30万円	同一事業を3回まで。ただし、1団体につき、1年度に1事業に限る

受付期間  
4月20日(火)～5月21日(金)説明会日時／会場  
4月20日(火)14時～15時・19時～20時、26日(木)19時～20時／  
市役所附属棟D・E会議室プレゼンテーション日程／会場  
6月12日(土)(時間未定)／総合福祉会館第1会議室

市民活動推進補助金制度は、市民活動団体が実施する事業の経費の一部補助を行うもので、申請する団体の設立からの年数によって「入門編」と「発展編」の2種類があります(左上表参照)。申請された事業への補助は、海老名市市民活動推進委員会(=市民および学識経験者などで構成)による、書類およびプレゼンテーション(事業計画)による、書類

### 事業計画を審査し決定

市民活動推進条例では、市民および市民活動団体、行政の役割を明らかにするとともに、市民活動を推進するための環境整備と、その活動の健全な発展を促進することを目的に、市民活動推進に関する基本理念を定めています。

### ボランティア活動の活性化

この補助金の交付申請ができる団体は、ボランティア活動団体・特定非営利活動法人・自治会などで、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業(※)を実施すること
- ②3人以上で構成していること
- ③この補助金を受けるに当たり、申請から結果報告まで責任を持つて事業を実施できること
- ④事業の実施に際し、この補助金だけでなく、事業の参加費を集めたり、寄附金を集めたりするなど、団体の運営について自立している(しようとしている)こと。

※公益性のある事業：大勢の市民が利益を受けられる活動のこと。趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは対象外です。

【対象となる事業】  
補助の対象となる事業は、主として市内で市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業です。  
※次の事業は対象外  
○當利・宗教・政治に関する事業  
○市のほかの補助制度の対象となる事業。

【対象となる経費】  
対象となる経費は、公益性のある事業を実施するために直接必要な経費です。(例)パンフレットの用紙・印刷代、会場使用料、外部講師の謝礼など。  
※事業の打ち合わせ時の飲食費・資料印刷代など、団体の日常的な活動にかかる費用は対象外です。

### 市民活動推進委員を募集

市民活動の施策や市民活動推進補助金制度による支援の適否などについて、市長の諮問に応じて調査や審議などを行う「市民活動推進委員会委員」を募集します。

- ▷資格 市内在住の18歳以上(4月1日現在)の方。ただし、次の①～③の方を除く。
- ①公務員など(市議会議員・臨時職員を含む)
- ②既に市の審議会などの委員を五つ以上兼職している方
- ③市税等の滞納がある方
- ▷募集人数 3人以内
- ▷任期 5月下旬～平成24年3月31日
- ▷報酬 日額8700円
- ※詳細は、4月15日(木)から市民協働課窓口で配布する募集要領を参照。市ホームページからダウンロードも可。

■ 募集要領に基づき、応募用紙に小論文「市民活動について」(800字以内)と市税納税確認に関する同意書を添えて、直接または郵送で〒243-0492 同課へ。5月14日(金)必着。

市では、市民の皆さんのが安心して市民活動に参加できるよう、公益的な活動中に発生した事故に対しても補償する「市民活動補償制度」を創設しました。この制度は、賠償責任事故(例: 身体賠償(対人)・一人についての限度額1億円、1事故の限度額3億円)などに発生した場合、速やかに市民協働課へご連絡ください。詳しくは同課へお問い合わせください。

### 賠償責任・ 傷害事故に 市民活動補償制度

と傷害事故例: 死亡保険金の限度額500万円の2種類を補償します。なお、事前の登録・申し込みや保険料の支払いは不要です。事故が発生した場合は、速やかに市民協働課へご連絡ください。

申請の受付期間・制度説明会などは上表のとおり。申請書は、市民協働課窓口・公共施設で4月15日(木)から配布。市ホームページからダウンロード也可。